

平成29年度



沼津市住宅用
新エネ・省エネ機器設置費
及び
省エネリフォーム費補助金

平成30年1月改訂

沼津市 環境政策課 環境企画係

問い合わせ先

受付時間：8：30～17：15（土・日・祝日を除く）

〒410-8601 沼津市御幸町16-1

TEL：055-934-4741／FAX：055-934-3045

Mail：kankyo@city.numazu.lg.jp

<目次>

1. 補助の目的	3
2. 申請の期間	3
3. 補助内容	4～5
4. 補助の要件	5
5. 補助対象者	6
6. 補助金額	6
7. 申請の手続き	
(1) 申請者	6
(2) 申請書の提出	7
(3) 交付決定	8
(4) 工事の着手	8
(5) 工事の完了・実績報告	8
(6) 補助金交付額の確定	9
(7) 補助金の請求・支払い	9
8. 他の補助金との併用	9
9. 取得財産の管理・処分	9
10. 補助事業完了後の市への協力	9

1. 補助の目的

沼津市は、地球温暖化対策として、低炭素社会や循環型社会の実現に向け、二酸化炭素排出量が増加傾向にある民生家庭部門において、効果的な排出量削減を目指すべく、本補助事業を実施します。

本年度も、再生可能エネルギーである太陽光エネルギーを活用した太陽光発電システム、太陽熱温水器や太陽熱温水利用システムなどを補助の対象としております。また、家庭用リチウムイオン蓄電池の導入を補助対象とし、太陽光発電システムと連系することにより、自然エネルギーを蓄電して夜間や災害時にも自立的エネルギーの確保が可能な住宅づくりを推進しています。

既存住宅においては、断熱性能を上げるリフォームについても補助の対象とし、冬季及び夏季における冷暖房使用エネルギーの削減、また熱中症やヒートショックによる事故を防ぐ等、住環境の改善を図り、地球にも人にも優しい住宅づくりを推進していきます。

2. 申請の期間

平成 29 年 4 月 3 日（月）から平成 30 年 3 月 30 日（金）まで

※ただし、平成 30 年 3 月 30 日（金）までに、工事を完了して実績報告を行い、すみやかに請求書を提出できる場合に限りです。

※3月中に申請を予定している方は、必ず事前にご相談ください。

※提出書類の不備等により、申請の受付及び交付決定が遅れることがありますので、工事の契約が決定した場合は、速やかに申請してください。

時期	申請者		沼津市
<申請期間> ・平成 29 年 4 月 3 日～ 平成 30 年 3 月 30 日	①申請書等提出	⇒	②申請書等受理
			③審査 (受理から 2～3 週間で決定) ※時期や混み具合により前後しますので、ご了承ください。
	⑥決定通知書受領	⇐	④交付決定 ⑤決定通知書送付
	⑦工事着手		
交付決定後～ 工事着手前 (申請内容に変更がある場合)	⑧変更(中止)承認申請書提出	⇒	⑨変更(中止)承認申請書受理
	⑪変更(中止)決定通知書受領	⇐	⑩変更(中止)決定通知書送付
	⑫変更工事着手		
<実績報告期限> ・完了日から起算して 30 日 を経過した日まで。 ※最終は 3 月 30 日	⑬工事完了	⇒	⑮実績報告書等受理
	⑭実績報告書等提出		⑯審査 (受理から 1 週間で確定)
	⑰確定通知書受領	⇐	⑱交付確定 ⑲確定通知書送付
	⑳請求書提出	⇒	㉑請求書受付
	㉒補助金受領	⇐	㉒補助金交付(口座振込) (受付から支払まで 1 か月程) ※時期や混み具合により前後しますので、ご了承ください。

3. 補助対象

	種類	内容
機 器 設 置	住宅用太陽光発電システム	住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電する装置で、それにより発生した電気を電力会社へ供給できる状態にあるもので、太陽電池の合計出力が 10 キロワット未満のシステムをいう。
	自然循環型太陽熱温水器	住宅の屋根等への設置に適した、太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用するシステムで、貯湯部分と集熱器部分が一体型のものをいう。
	強制循環型太陽熱利用システム	住宅の屋根等への設置に適した、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、主に給湯に利用するシステムをいう。
	家庭用燃料電池 (エネファーム)	住宅用として設置する家庭用燃料電池であって以下のすべてを満たすものをいう。 (1) 定格運転時において 0.5 から 1.5 キロワットの発電出力があること。 (2) 定格運転時における低位発熱量基準（LHV基準）の総合効率が 80 パーセント以上であること。 (3) 発電時に発生する排熱を利用して回収したお湯を貯めておく貯湯槽を有していること。
	定置用リチウムイオン蓄電池	住宅用として設置する定置用リチウムイオン蓄電池であって、以下のすべてを満たすものをいう。 (1) 太陽光発電システムにより発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置（インバータ、コンバータ等をいう。）で構成される一体の装置であり、住居部分に電力を供給できること。 (2) 蓄電池については、日本工業規格 J I S 又は一般社団法人電池工業規格に準拠していること。 (3) 蓄電容量が 1 キロワットアワー以上であること。
リ フ ォ ー ム	床・壁・天井の断熱改修 (合計 30 m ² 以上の施工に限る)	床・内外壁・天井の断熱リフォームにおいて、熱伝導率 0.052～0.051 以下の断熱材を利用した、合計 30 m ² 以上の断熱工事をいう。(部分断熱可)
	窓の断熱改修 (合計 0.8 m ² 以上の施工に限る)	窓の断熱リフォームにおいて、改修後の窓が「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」に規定する断熱性能等に適合し、施工後のガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下もしくはガラスの日射侵入率が 0.43 以下のもののうち、次のア、イ、ウに該当する 0.8 m ² 以上の工事をいう。(平米数については、複数窓の合計でも可) ア ガラス交換（既存窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。） イ 内窓設置（既存窓の内側に、新たに窓を新設するもの） ウ 外窓交換（既存窓を取り除き、新たな窓に交換するものをいう。）
	高断熱浴槽	湯温降下が 4 時間で 2.5℃以内の保温性能を有するもの。

高効率給湯器

1. 二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器

住宅用として設置する二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器であって、次の各号のいずれかの条件を満たすものをいう。

(1) 社団法人日本冷凍空調工業会規格 J R A に基づく年間給湯効率 (J R A) が 3.1 以上であるもの。ただし、次に掲げる機種については、年間給湯効率 (J R A) が 2.7 以上であるもの

ア 寒冷地向け機種

イ 塩害地向け機種

ウ 重塩害地向け機種

エ 多缶式タイプ (薄型 2 缶タイプ等)

オ 角型 1 缶タイプ

カ タンク 200 リットル以下の小容量タイプ
(一体型タイプ含む)

キ 多機能タイプ

(2) 日本工業規格 J I S の評価に基づく性能表示があり、ふろ保温機能のある機種は、年間給湯保温効率 (J I S) が 2.7 以上、ふろ保温機能のない機種は、年間給湯効率 (J I S) が 3.1 以上であるもの。ただし、次に掲げる機種については、年間給湯保温効率 (J I S) 又は年間給湯効率 (J I S) が 2.4 以上であるもの

ア 多缶式タイプ (薄型 2 缶タイプ等)

イ タンク 240 リットル未満の小容量タイプ
(一体型タイプ含む)

ウ 多機能タイプ

2. 潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)

住宅用として設置する潜熱回収型給湯器で、定格給湯熱効率が 90 パーセント以上のものをいう。

3. 潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール)

住宅用として設置する潜熱回収型給湯器で、定格給湯熱効率が 90 パーセント以上のものをいう。

4. ガスエンジン給湯器 (エコウィル)

住宅用として設置するガスエンジン給湯器で、総合効率が 80 パーセント以上の小電力発電設備であるものをいう。

5. ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド給湯器)

熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つものであり、電気ヒートポンプの効率が中間期 (電気ヒートポンプの J I S 基準に定める中間期) の COP が 4.7 以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が 94% 以上であること。

4. 補助の要件

申請に際しては、上記表の「種類」ごとに 1 回を限度とします。

(ただし、過去に補助を受けている方は、同じ機器で再度補助を受けることはできません。)

5. 補助対象者

- ①市内の既存住宅に、補助対象機器を設置する予定の方。
- ②新築住宅に、補助対象機器を設置する予定の方。
- ③補助対象機器設置済みの建売住宅を購入する予定の方。
- ④既存住宅において対象リフォームを実施する予定の方。
- ⑤中古住宅において対象リフォームを実施する予定の方。

※既存住宅とは、既に人の居住の用に供したものの、又は建設工事の完了日から起算して1年を経過したものを指します。

※市では、設置又はリフォームを行う住所（申請箇所）に住民登録があることを確認し、補助金を交付します。

6. 補助金額

	種類	補助額（率）
機 器 設 置	住宅用太陽光発電システム導入	1戸ごとに、システムのモジュールの出力1キロワット当たり1万円とする。ただし、上限を4万円とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
	自然循環型太陽熱温水器	1戸ごとに、1基当たり2万円とする。
	強制循環型太陽熱利用システム	1戸ごとに、1基当たり2万円とする。
	家庭用燃料電池導入	1戸ごとに、1基当たり4万円とする。
	定置用リチウムイオン蓄電池導入	1戸ごとに、1基当たり5万円とする。
リ フ ォ ー ム	床・壁・天井の断熱	1戸ごとに、施工面積10㎡当たり1万円とする。ただし、上限を6万円とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 ※最低補助額は30㎡施工の3万円です。
	窓の断熱	1戸ごとに、施工面積0.8㎡当たり5,000円とする。ただし、上限2万円とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。 ※最低補助額は0.8㎡施工の5,000円です。
	高断熱浴槽	1戸ごとに、1基当たり2万円とする。
	高効率給湯器	1戸ごとに、1基当たり1万円とする。

7. 申請の手続き

(1) 申請者

- ①市内に現に居住する（もしくは居住する予定の）住宅において、機器の設置もしくはリフォームを実施する者、又は居住するために機器が設置された新築の住宅を購入する者。
- ②補助対象機器を設置する新築住宅の入居予定者で、かつ工事の契約者。
- ③市税を完納していること。

④暴力団員等でないこと。

※連名契約の場合は、どちらか一方が申請者となり、もう一方が申請に関する権限を申請者へ委任してください。

(2) 申請書の提出

申請を行うときは、次の必要書類を工事着工日の前日までに沼津市役所 7 階の環境政策課まで直接提出してください。

※代理人（工務店や販売店）が提出する場合は「代理人選任届（第 8 号様式）」が必要となります。

受付期間：平成 29 年 4 月 3 日（月）から平成 30 年 3 月 30 日（金）

受付時間：8：30～17：15（ただし、土・日・祝日を除く）

※ただし、平成 30 年 3 月 30 日（金）までに、工事を完了して実績報告を行い、すみやかに請求書を提出できる場合に限りです。

※3月中に申請を予定している方は、必ず事前にご相談ください。

※予算がなくなり次第終了となりますので、余裕をもって申請してください。

【申請時の必要書類】

①沼津市住宅用新エネ・省エネ機器設置費及び省エネリフォーム費補助金交付申請書（第 1 号様式）
②工事に係る見積書の写し又は経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し（建売住宅を購入する場合は、引渡し日が分かる売買契約書の写し） ※必ず社印（角印）が押されているもの
③機器設置工事の概要書又はリフォーム工事の概要書
④型式や仕様等、補助要件に合致することが分かるカタログ等の写し
⑤工事予定箇所の現況写真（住宅の全景と施工予定箇所）
⑥現地案内図（住宅の位置図）
☆定置用リチウムイオン蓄電池を導入される方は、上記①～⑥の書類に加え、 回路図等（常時、住宅用太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できることが分かる書類） を提出してください。
☆リフォーム工事をされる方は、上記①～⑥の書類に加え、 施工箇所が分かる平面図 を提出してください。
※平成 29 年度からは、納税証明書の添付は、不要になります。 （ただし、交付申請書提出時に、本補助金を暴力団を利することに利用しないこと、当該申請について市が申請者の個人情報静岡県警察本部に照会すること、市が申請者の市税納税状況及び住所情報について調査を行うことについて、同意していただきます）

(3) 交付決定

申請は先着順に受理します。**不備等があった場合は受理できませんので余裕を持って申請してください。**市の審査の後に、申請者へ「**交付決定通知書(第2号様式)**」を送付します。

(4) 工事の着手

補助対象者は、申請書が受理されてから、工事に着手していただいても構いませんが、申請内容が変更になる場合は、着工前に「**変更(中止)承認申請書(第3号様式)**」を提出してください。

「工事の着手」とは？

補助対象機器の設置にかかるすべての工事(足場設置や基礎工事等)を行うこと。
ただし、建売住宅の場合は、引渡しを行うこと。

(5) 工事の完了・実績報告

工事が完了したときは、実績報告を**完了日から起算して30日を経過した日までに**沼津市役所7階の環境政策課まで直接ご持参ください。

(例:5月1日完了→5月31日まで ただし、5月31日が土・日・祝日の場合は31日より前の開庁日まで)

最終期限は平成30年3月30日(金)ですので、年度末に施工する方はご注意ください。

「工事の完了日」とは？ (A) 領収書の領収日

(B) 電力受給契約申込書の連系日(電力受給開始日)

もしくは、電力会社が発行した接続契約に関する書類の契約日
(太陽光発電システムを設置した場合)

(C) 対象機器の保証書の発行日

(太陽光発電システム以外の機器を設置した場合)

※上記(A)～(C)の日付のうち最も遅い日付となります。

【実績報告時の必要書類】

① 沼津市**住宅用**新エネ・省エネ機器設置及び省エネリフォーム実績報告書
(第5号様式)

② 工事に要した経費の領収書の写し

③ 交付決定を受けた機器や材料等について、同一製品であることが確認できる書類
(例:機器の保証書や性能証明書、材料の出荷証明書の写し等)

※証明書がない場合は、製品の確認写真(看板に申請機器の品番、申請者氏名等を記載し、工事監督者が指さし確認をしているものが写るように撮影)

④ 工事完了後の写真(リフォームの場合は、材料及び施工中の写真も必要)

(太陽光発電の場合は、家全体・屋根・パワコンが写っているもの各1枚)

(太陽光以外の機器は、対象機器が設置された場所・型番が写っているもの各1枚)

⑤ 太陽光発電システムを設置された方は、電力会社との電力受給契約申込書の写し
(もしくは、接続契約日が記載された書類(電力会社発行のもの)の写し及びモジュールの配置図)

(6) 補助金交付額の確定

実績報告を受理してから、沼津市の審査を経て、1週間程で交付確定をし、「補助金交付額確定通知書（第6号様式）」を送付いたします。

(7) 補助金の請求・支払い

補助金交付確定通知書を受けたら、「補助金交付請求書（第7号様式）」を速やかに提出してください。

8. 他の補助金との併用

この補助金は、国や県などの補助金と併用することは可能です。ただし、本市の他の補助金との併用はできません。

9. 取得財産の管理・処分

この補助金により取得した機器等を補助金の目的以外の用途に使用しないこと。

10. 補助事業完了後の市への協力

補助金の交付を受けた方に対して、エネルギー使用状況等の調査やアンケート等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。